

[事案 28-175] 配当金（積立利息）支払請求

・平成 29 年 4 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の担当者から、「支払った保険料には年 1.5%の金利が付く」旨の誤説明を受けたことを理由として、その金利相当額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 9 月に契約した利率変動積立型終身保険等について、平成 20 年 6 月、保険会社の担当者から、「支払った保険料に対して年 1.5%の金利が付く」との誤説明を受け、不定期払保険料 500 万円を支払った。

ついては、不定期払保険料 500 万円に、8 年間分の年利 1.5%の金利を付与し、必要経費を差し引いたうえで支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約における 1.5%とは、予定利率であり金利ではない。「ご契約のしおり」にも「予定利率はお払い込みいただいた保険料の運用利回りとは異なります」と、予定利率と金利は異なることが明記されている。
- (2) 「ご契約のしおり」で明示された内容に反した説明をすることは想定しがたく、担当者は、「年 1.5%の金利がつく」との説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料の不定期払の前後の状況を確認するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が金利相当額を支払うべき事情は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。